

# 飼い主のいない猫の



## 不妊去勢手術費用の一部を補助します

米子市では、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、生活環境の保全、動物愛護意識の高揚を目的とし、市内で捕獲した飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせ、その費用を負担された方に対し、その手術費用の一部を補助します。

### 【補助対象要件】

- ・ 米子市内に住所を有する方（免許証・マイナンバーカード等で確認）
- ・ 米子市内で捕獲した飼い主のいない猫であること
- ・ 鳥取県内の診療施設で、不妊去勢手術を受けさせること
- ・ 目印として耳先の一部を切除します。
- ・ 個人は一度に5頭まで、自治会は一度に10頭まで申請可能  
※既に申請されている場合は、その申請分の実績報告以降に再度申請可能となります。

### 【補助金額】

- ・ 不妊去勢手術に要する額 ※1頭につき、上限1万円

### 【受付期間】

- ・ 令和8年4月1日～令和9年2月28日  
(期間内であっても予算額に達した時点で終了します)

### 【その他】

- ・ 補助金の申請に「電子申請サービス」を利用できます。



【電子申請 QR】



詳細はホームページをご覧ください

<http://www.city.yonago.lg.jp/>

【お問い合わせ先】

米子市 環境政策課

〒683-0852 米子市河崎3280番地1

電話 : 23-5257

E-mail : [kankyoseisaku@city.yonago.lg.jp](mailto:kankyoseisaku@city.yonago.lg.jp)



# 猫の手続きの流れ

## 申請

### 【申請時に必要なもの】

- 身分証明書（免許証、マイナンバーカードなど）
- 自治会は印章（スタンプ印不可）

- 申請場所 環境政策課(クリーンセンター2階 米子市河崎3280 - 1)  
または、市民二課（市役所本庁舎1階）
  - 電子申請サービスも利用可能（マイナンバーカード必要）
- ※申請中の方は、その申請の実績報告・取下げ（交付決定日から20日以内）または取消し（期限超過等）までは新たに申請することはできません。

## 審査後、交付決定通知を郵送します

- 交付決定には申請から1週間程度かかります。
  - 交付決定日から60日以内に手術を受けさせてください。
- ※60日を過ぎた後の手術は補助対象外です。

猫の捕獲、病院の予約及び手術の実施は、交付決定通知書が届いてから行ってください。

## 手術

- 手術「前」「後」の写真をそれぞれ準備する。※顔と耳先の一部カットの状況がよく分かるもの(写真撮影の注意事項あり)
  - 交付決定通知に同封する「補助事業等実績報告書」に獣医師の署名または記名、押印が必要です。
  - 領収書（1頭ごと、宛名は申請者名、病院の押印必要）
- ※写真等の添付書類がない場合は補助金を交付できません。

## 実績報告書を提出

- 手術日から30日以内に報告
- ※30日を過ぎると取消になります。
- 捕獲・手術ができなかった場合も報告が必要

### 【報告時に必要なもの】

- 実績報告書（獣医師署名）
- 手術「前」「後」の写真
- 領収書（原本）
- 補助金支払請求書
- 振込口座（申請者名義）が確認できるもの

## 補助金の支払い

- 概ね1か月程度で口座に振り込みます。

令和8年4月17日作